

ドイツの脱原発政策のゆくえ

山口 和人

【目次】

はじめに

I 原子力の利用及び安全性に関する法規制の枠組み

II 脱原発政策とその見直しの動き

III 関係法令の概要

おわりに

翻訳：原子力の平和的利用及びその危険に対する防護に関する法律（原子力法）（抄）
成長、教育、結束—キリスト教民主同盟、キリスト教社会同盟及び自由民主党間の連立協定・第17被選期間（抄）

はじめに

2009年9月27日の連邦議会議員総選挙の結果、政権を担うことになったキリスト教民主同盟（CDU）、キリスト教社会同盟（CSU）及び自由民主党（FDP）の3党は、同年10月26日、132頁に及ぶ連立協定に調印した。この連立協定は、原子力を、再生可能エネルギーによって安定的に代替されるまでの過渡期のテクノロジーと位置付けた上で、気候変動対策上の目標を達成し、エネルギー価格を安定的に保つために、国内の原子力発電所（以下「原発」）

の稼働年数を延長すること、同時に新たな原発の建設を引き続き禁止することなどを明記している。このことは、社会民主党（SPD）と緑の党の連立政権の下で2002年4月22日の原子力法等の改正法（後述）によって採用された「脱原発政策」、すなわち、商業的電力生産のための原子力の利用を推進せず、これを秩序正しく終結させるとの政策を基本的に維持するとともに、当該政策の実施に一定の修正を加えようとしていることを意味すると考えられる。

本稿では、このような政策的立場をとるドイツにおける原子力の利用と安全性に関する法規制の枠組みを、特に脱原発政策と関連させて概観し、法規制の中核をなす原子力法及び今後の原子力政策の方向性を規定する上記連立協定を抄訳して紹介する。^(注3)

I 原子力の利用及び安全性に関する法規制の枠組み

連邦政府各省のうち、原子力の安全性に関する法規制を所管する連邦環境、自然保護及び原子炉安全省（以下「連邦環境省」と略）によれば、ドイツでは2008年9月現在、全国12か所で17基の原発（総出力21,457メガワット）

(1) *Wachstum. Bildung. Zusammenhalt. Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP, 17. Legislaturperiode.* キリスト教民主同盟（CDU）ウェブサイト <<http://www.cdu.de/doc/pdfc/091026-koalitionsvertrag-cducsu-fdp.pdf>> インターネット情報は、すべて2010年5月17日現在のものである。

(2) *ibid.*, S.29. 後掲翻訳参照。

(3) ドイツにおける最近の原子力の利用に関する法規制の現状と問題点を紹介した邦語文献として、ミヒャエル・クレブファー（岡田俊之監訳）『ドイツにおける原子力法・放射線防護法の現下の問題点—平成19年度第1回特別研究講座（4月11日）』日本エネルギー法研究所，2008がある。またドイツを含む欧米主要国の原子力法規制の体系及びその実態についての詳細な調査に基づく紹介を行った邦語文献として、日本エヌ・ユー・エス株式会社『欧米主要国の原子力法規制の調査』2009.3がある。後者は、社団法人日本原子力産業協会に対して提出された報告書であり、その第4章がドイツの紹介にあてられている。東京大学大学院工学系研究科・西脇由弘客員教授のウェブサイトで閲覧可能である。<<http://www.n.t.u-tokyo.ac.jp/nishiwaki/tonnbunn-toukou-houkokusyo/2009gijyutu-dai3hen.pdf>>

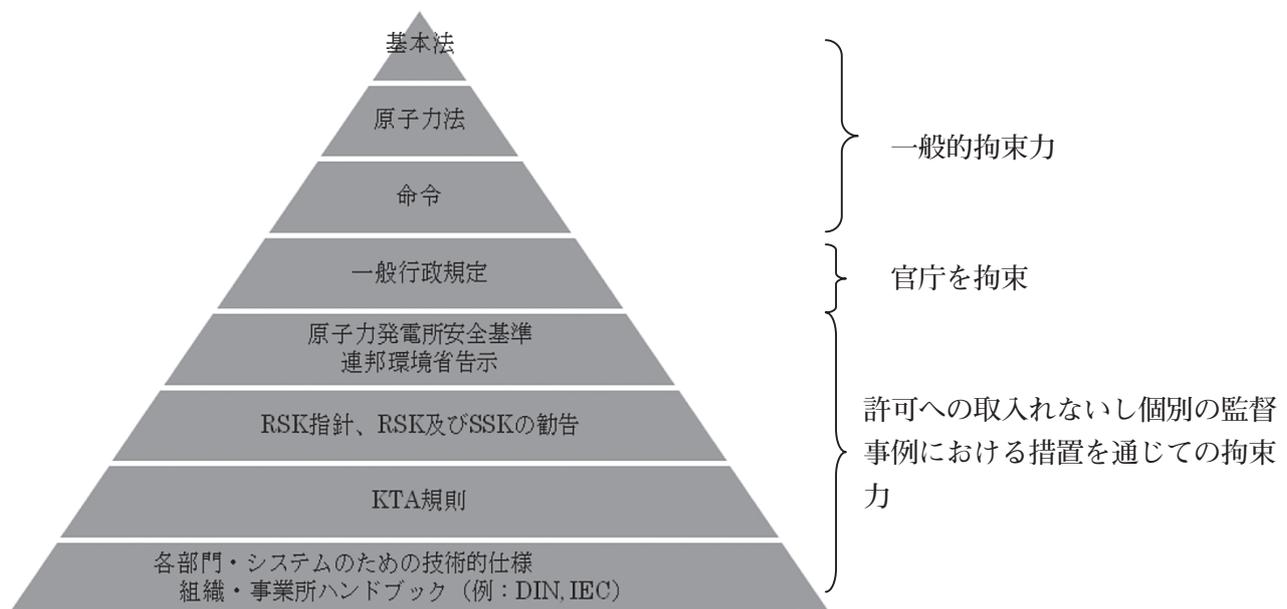
が稼働している。このほか、熱出力 50 キロワットを超える研究用原子炉が 4 基、小規模な教育用原子炉が 8 基稼働している。^(注4) 一方、連邦経済及び技術省によれば、現在稼働中の 17 基の原発の電力生産量が 2007 年の電力供給に占める割合は 22.1% である。原子力の利用により、年間約 1 億トンから 1 億 5000 万トンの CO₂ が節約されていると見積もられており、この量は、ドイツの道路交通における CO₂ 排出量に相当するといわれる。^(注5)

原子力の利用に対する法規制の枠組みの頂点をなすのが、当該事項についての連邦と州の権限の分担を定めるドイツ連邦共和国基本法である。基本法の下に原子力法、放射線防護対策法及び連邦放射線防護庁設置法が制定され、さらにこれらの法律の授権により、各種の法規命令が制定されている。

これらの法規命令の下には、官庁を拘束する一般行政規定、その下には、連邦及び州の官庁が制定する安全基準、原子炉安全委員会 (RSK) の指針、RSK 及び放射線防護委員会 (SSK) の勧告、原子力技術委員会 (KTA) の規則等があり、これらの安全基準や指針、勧告等は、法律や法規命令のような拘束力を持たないものの、個別の許可や監督事例における措置を通じて拘束力を持つものである。(下図参照)

なお、ドイツが締結した国際条約による規制及び EU 構成国として、ユーラトム条約その他 EU の原子力に関する規則、指令等が適用されることは言うまでもない。(本号掲載・植月献二「【概論】原子力の利用と安全性」、及び同「【EU】EU における原子力の利用と安全性」参照。さらに植月献二「原子力と安全性－EU 枠組み指令：その背景と意味」『外国の立法』

図 ドイツの原子力安全規制の体系



(出典) 連邦環境省「規制法規の階層構造」(2009年10月現在)による。

Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, „Abbildung Regelwerkspyramide“, Stand Oktober 2009. 同省ウェブサイト

<http://www.bmu.de/atomenergie_sicherheit/rechtsvorschriften_technische_regeln/doc/40327.php>

(4) Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, „Kernkraftwerke in Deutschland“. 連邦環境省ウェブサイト <http://www.bmu.de/atomenergie_sicherheit/kurzinfo/doc/42300.php>

(5) Bundesministerium für Wirtschaft und Technik, „Kernenergie in Deutschland“ 連邦経済及び技術省ウェブサイト <<http://www.bmwi.de/BMWi/Navigation/Energie/kernenergie.html>>

242号, 2009.12, pp.3-43をも参照)

II 脱原発政策とその見直しの動き

1 2002年の原子力法改正による「脱原発政策」

1998年9月27日の連邦議会議員総選挙の結果成立した社会民主党（SPD）と緑の党の連立政権の下で実現した「電力の商業的生産のための原子力利用の秩序正しい終結に関する2002年4月22日の法律」（連邦法律公報第I部1351頁・以下「脱原発法^(注6)」という）による原子力法等の改正により、ドイツの原子力政策は、従来の開発推進から原子力からの撤退へと決定的な転換を遂げた。

1998年総選挙後に締結された連立協定で両党は脱原発への転換の方針を明記し、その後の電力業界との交渉の結果、「2000年6月14日の連邦政府と電力供給企業との協定」（署名は翌2001年6月11日）が締結された。この合意を法律面で実現したのが脱原発法による原子力法等の改正である。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 原子力法の目的の転換—原子力利用の推進から終了へ

従来の原子力法第1条第1号は、同法の目的を第一に「原子力の研究、開発及び平和利用を促進すること」と規定していたが、改正後の同号は、これを「電力の商業的生産のための原子力の利用を秩序正しく終了させ、終了の時点まで秩序正しい稼働を保障すること」と規定し、原子力法の基本的目的を全面的に転換した。なお、従来規定されていた、「生命、健康及び財産を原子力の危険及び電離放射線の有害な作用

の危険から防護し、原子力又は電離放射線によって引き起こされる被害を除去すること」（同条第2号）、「原子力又は電離放射線の使用又は放置により、ドイツ連邦共和国の国内的又は対外的安全が危険にさらされることを阻止すること」（同条第3号）、「原子力及び放射線防護の分野におけるドイツ連邦共和国の国際的諸義務の履行を確実なものとする」（同条第4号）という3つの目的は維持された。

(2) 商業発電のための原発及び再処理施設の新規建設の禁止

改正後の原子力法第7条第1項は、「核燃料の生産、処理若しくは加工、若しくは核分裂のため又は使用済核燃料の再処理のための固定式の施設を設置、運転若しくはその他の形態で占有し、又は当該施設若しくはその運転に重要な変更を加える者は、許可を受けることを必要とする。」（同項第1文）と規定する一方、「電力の商業的生産のための核燃料分裂施設及び使用済核燃料の再処理のための施設の設置及び運転に対しては、許可は与えない。」（同項第2文）と規定し、商業発電のための原発及び再処理施設を新規に建設することを禁止した。

(3) 一定の発電量に達した既存の商業用原子炉の稼働停止

既存の商業用原発について、各施設ごとに計算した電力量（運転期間を約32年間と想定）が生産された場合に、当該施設の運転の権利は失効すると規定（第7条第1a項及び附則3）した。ただし、一定の要件の下に施設間での電力量の譲渡が認められる（同条第1b項）。

(4) 定期的な安全検査の義務付け

(6) Gesetz zur geordneten Beendigung der Kernenergienutzung zur gewerblichen Erzeugung von Elektrizität vom 22. April 2002, BGBl. I S. 1351.

商業用原発等の施設を運転する者に、施設の安全検査を実施し、その結果を所定の期日までに監督官庁に提出すること、及び当該期日から10年後に新たな安全検査の結果を提出することを義務づけた（第19a条）。

(5) 使用済核燃料の再処理施設への引渡しの禁止（2005年7月1日以降）

商業用原発等から生じた使用済核燃料につき、2005年7月1日以降は、これを再処理施設に引き渡すことを禁止した（第9a条第1項）。これにより、この期日以降は、放射性廃棄物の処理が直接的最終処理に制限されることとなった。

(6) 放射性廃棄物の中間貯蔵施設設置の義務づけ

商業用原発を運転する者に対し、原発所在地又はその近辺に放射性廃棄物の中間貯蔵施設を設けることを義務づけた（第9a条第2項）。

(7) 損失填補準備金の額の引き上げ

法律上の損害賠償義務の履行を準備するための損失填補準備金の額の上限を5億マルクから、約10倍にあたる25億ユーロに引き上げた（第13条第3項）。

2 脱原発政策修正への動き

以上のとおり従来の原子力政策を大きく転換させた脱原発法の基本原則は、2005年9月の連邦議会議員総選挙の結果成立したCDU、CSU及びSPDの3党による大連立政権の下でも維持されたが、この状況に変化をもたらしたのが、冒頭で述べた2009年9月の連邦議会議員総選挙の結果もたらされた連立の組み替えである。

総選挙の結果連立与党となったCDU、CSU及びFDPの3党は、いずれも原発稼働期間の延長を選挙公約に掲げており、連立政権発足に先立って締結された連立協定^(注7)では、原子力を、再生可能エネルギーによって安定的に代替されるまでの過渡期のテクノロジーと位置付けた上で、気候変動対策上の目標を達成し、エネルギー価格を安定的に保つため、国内の原発の稼働年数を延長すること、原子力法における新規建設の禁止を維持すること、可能な限り早期に事業者と協定を締結し、稼働期間延長の要件についての詳細な規定を設けることを取り決めた。また、放射性廃棄物の最終処分場についても、従来停止されていたゴアレーベン岩塩鉱^(注8)の調査を再開すること、最終処分場アッセII及びモルスレーベン^(注9)は、透明性のある手続を経て閉鎖^(注10)することを取り決めた。^(注11)

ただし、原発の稼働期間延長については、これをどの程度の期間とするかについては連立

(7) *op.cit.*, (1)

(8) ゴアレーベン（Gorleben）は、ニーダーザクセン州のエルベ川に面する人口660人ほどの自治体である。1980年以降、同地の岩塩鉱が放射性廃棄物の最終処分場として適しているかどうかについての調査が行われてきたが、脱原発政策を規定した前記「2000年6月14日の連邦政府と電力供給企業との協定」により、3年から10年の間、調査を中止することが取り決められていた。

(9) アッセII（Asse II）は、同じくニーダーザクセン州にある閉鎖された岩塩鉱であり、1964年以降放射性廃棄物の最終処分場として利用されてきた。

(10) モルスレーベン（Morsleben）は、ザクセン・アンハルト州の人口400人ほどの自治体であり、1971年から1998年までの間、かつての岩塩鉱跡が弱性又は中程度の放射性廃棄物の最終処分場として用いられたが、98年10月に裁判所の決定によって放射性廃棄物の搬入が禁止され、翌年5月には連邦政府が搬入を再開しないことを決定した。なお注(8)～(10)の記述は、*Brockhaus Enzyklopädie*, 21. völlig neu bearbeitete Auflage, 2006. による。

(11) *op.cit.*, (1), S.29. 後掲翻訳参照。

政権及び与党内部でも意見の相違があり、方針は決定して^(注12)いない。2009年11月17日から18日にかけて行われた連邦政府の閣議では、2050年までのエネルギー供給のための指針となるべきエネルギー計画を2010年10月に決定^(注13)することとされた。この計画の策定及び、連立協定の中で可能な限り早期に締結すべきものとされた事業者との協定に関する交渉の過程で、具体的な稼働延長期間が決定されるものと考えられる。

一方、野党に転じた連邦議会のSPD会派は、2010年3月2日、同じく野党の緑の党及び左派党の両会派とともに、コール政権時代の1983年7月13日の閣議でゴアレーベン岩塩鉱のみが放射性廃棄物の最終処分場の候補地として決定されるに至った過程が政治的判断により影響を受けた疑いがあるとして、この過程を調査することを目的として、基本法第44条の規定に基づく調査委員会を設置^(注14)することを求める動議を連邦議会に提出した。

2010年3月26日、連邦議会は調査委員会の設置^(注15)を議決したが、調査委員会の調査継続中は、連邦政府によるゴアレーベンの調査を停止^(注16)すべきとするSPDの動議は否決された。

III 関係法令の概要

1 基本法

基本法第73条第1項は「平和的目的のための原子力の生産及び利用、この目的のために用いられる施設の建設及び運用、原子力の放出の際に、又は電離放射線によって生ずる危険に対する保護並びに放射線物質の除去」（同項第14号）を連邦の専属的立法権限に属する事項と規定している。これは、2006年9月1日に施行された第52次基本法改正法により、連邦と州の立法権限が再編成され、それまでは原子力の平和利用が連邦と州の競合的立法のカテゴリーに属していたのが変更されたものである。そして、基本法第87c条の規定により、この規定に基づいて制定される法律は、連邦の委託を受けて州によって執行される旨を規定することができる^(注17)とされている。すなわち、原子力の平和利用に関する法律は、連邦が制定し、州が連邦の委託によりこれを執行する（基本法第85条・連邦委託行政）仕組みとなっている。州は法の執行の一環として原子力に関するさまざまな活動の許可及び監視を行うが、連邦は、州の活動が法に適合し、目的に従って遂行されているかを監督する権限を有し、必要と考えるときは自ら指示を行うことができる（同条第3項）。

前述のとおり、基本法は、原子力の平和利

(12) 最近の報道によれば、レトゲン連邦環境相（CDU）が8年程度の稼働期間延長を主張しているのに対し、原発への依存度が高いバイエルン、バーデン・ヴュルテンベルク及びヘッセンの3州の首相（いずれもCDU）は、2010年2月12日、共同記者会見でこの主張を批判し、より長い期間の延長を要求した。„Länder protestieren gegen Röttgens Atompläne“, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 13. Februar 2010. また、連邦議会のCDU/CSUのカウダー議員団長は、2010年3月23日、レトゲン連邦環境相に書簡を送り、28年間の稼働延長が可能かどうか検討することを要求した。„Atomausstieg- Schweres Leben“, *Der Spiegel*, 13/2010, S.31.

(13) „Kabinettklausur am 17. und 18. November 2009, Schloss Meseberg, Beschluss, Energiekonzept“ 連邦環境省ウェブサイト <http://www.bmu.de/atomenergie_sicherheit/doc/45533.php>

(14) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/888. 調査委員会は、連邦議会の国政調査権行使の手段として、基本法第44条の規定により、総議員の4分の1（現行では156人）以上の要求があれば設置することが義務付けられているものである（少数者調査権）。

(15) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll* 17/35, S.3380.

(16) *ibid.*; SPDの動議は、Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/1161.

用を前提とした規定（第73条第1項第14号）を置いているが、この規定からは、平和目的による原子力利用の可能性を導き出すことはできるものの、平和目的による原子力利用の義務を決して導き出すことはできないとも指摘されて^(注17)いる。むしろ基本法が、人間の尊厳を尊重し、保護する義務をすべての国家権力に負わせ（第1条第1項第2文）、生命への権利及び身体を害されない権利を基本権として保障して立法、執行権及び裁判を拘束するものとしている（第1条第3項、第2条第2項第1文）ことから、原子力利用の安全性を保障する国の義務とその範囲が問題となる。

原子力施設の設置、運転及び変更等に対する許可の要件について規定する原子力法第7条（当時）の合憲性が争われた事件で、連邦憲法裁判所は、1978年8月8日、国は、起こりうる危険を早期に認識し、必要な合憲的手段をもって対処する義務があるとしつつ、「立法者に対して、その保護義務の観点から、技術的施設及びその運転の許可から生じるかもしれない基本権に対する危険を絶対的な安全性をもって排除する規制を要求することは、人間の認識能力を誤認するものであり、技術の利用に対するあらゆる国の許可を遠くへ追放してしまうことになる。社会秩序の形成にとっては、実践理性を用いた評価で満足しなければならない。実践理性の限界を超える不確かさは逃れられないものであり、その限りで社会的に相当な負担として、すべての国民が負わなければならないものである。」と判示した。^(注18)

2 原子力法

法規制の枠組みの中で中心的地位を占めるのが1959年に制定された原子力法（原子力の平和的利用及びその危険に対する防護に関する法律^(注19)）である。1985年に従来の改正を取り入れた新法文（Neufassung）が公布された後、現在までの時期だけでも30回を超える改正を経ているが、その中でも最も重要な意義を有するのが、脱原発政策への方針転換を規定した2002年4月22日の脱原発法による改正である。（前述Ⅱ参照）

原子力法は、6章70条（実際の条数）と4つの附則から構成される。

第1章「総則」では、法律の目的（第1条）及び「放射性物質」、「核燃料」等、この法律で用いられる概念の定義規定（第2条）が置かれている。

第2章「監督規定」（第3条～第21b条）では、許可の諸要件（第3条～第9条）、放射性廃棄物の処理及びこれに関連する事項に関する規定（第9a条～第9g条）、法規命令への授權規定（第10条～第12a条）、安全性確保のための審査、登録に関する規定（第12b条～第12d条）、損害賠償準備に関する規定（第13条～第15条）、許可の取消し等及びこれに関連する補償に関する規定（第17条及び第18条）、国による監督、安全検査、専門家及び費用等に関する規定（第19条～第21b条）が置かれている。

第3章「行政官庁」（第22条～第24a条）では、原子力法の実施に関する関係官庁の所管が規定されている。前述のとおり、基本法第87c条（連

(17) クレプファー 前掲注(3), p.5; 同文献によって引用されている1979年12月20日の連邦憲法裁判所判決 BVerfGE 53, 30 (56) 参照。

(18) BVerfGE 49,89, Beschluss vom 8.8.1978. 引用部分は決定要旨(6)。この決定の詳細については、高田敏「高速増殖炉型原発の設置の許可と原子力法の合憲性—カルカー決定」『ドイツの憲法判例（第2版）』信山社出版，2003, pp.369-376. 参照。

(19) Gesetz über die friedliche Verwendung der Kernenergie und den Schutz gegen ihre Gefahren (Atomgesetz). Vollzitat: „Atomgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 15. Juli 1985 (BGBl. I S.1565), das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 17. März 2009 (BGBl. I S.556) geändert worden ist“

邦の委託行政)の規定により、原則として州の官庁が所管する(第24条)が、連邦経済及び輸出管理庁が所管する場合(第22条)、連邦放射線防護庁が所管する場合(第23条)、その他の場合(第23a条及び第23b条)について規定されている。

第4章「責任規定」(第25条～第40条)では、原子力施設に起因する事故等から生じた損害に対する責任について規定されている。

第5章「過料規定」(第46条及び第49条)には、秩序違反として過料が課せられる場合についての規定が置かれている。

第6章「補則」(第53条～58条)には、原因が解明されない損害の登録、経過規定その他雑多な規定が置かれている。

附則1は、本則第2条第4項の規定に従い、責任及び補償に関する規定を適用するための「原子力事故」等に関する概念の定義規定であり、附則2は、法律上の損害賠償義務を履行するための準備を要しない核燃料に関する規定である。また、附則3は、第7条第1a項の規定により、個々の原子力施設について、許可の失効までに許容される発電量を規定する。最後に附則4は、第19a条第1項の規定により、個々の原子力施設について、安全性検査を行わなければならない期日を定めている。

3 放射線防護予措置法

放射線防護予措置法(放射線の負荷に対する住民の予防的防護に関する法律)は、1986年に発生したチェルノブイリ原子力発電所の事故による広範囲にわたる放射能汚染の経験を

きっかけとして、同年12月30日に公布され、翌日から施行された^(注20)。

その目的は、住民保護のため、①環境における放射能を監視すること、②軽微でない放射線の影響をもたらす可能性のある事態における人の放射線被曝及び環境の放射能汚染を、科学の現水準を尊重し、かつ、すべての状況を考慮して、適切な措置により可能な限り少なくすることである(第1条)。この目的を達成するため、測定の実施並びにデータの収集、評価及び交換に関する連邦及び州の任務(第2条～第5条)、放射線濃度及び汚染の程度についての基準となる数値等を定める法規命令を制定する連邦環境省の権限(第6条)、食糧、飼料及び薬品等における禁止及び制限(第7条)、上記②の目的を達成するため住民に対して勧告を行う連邦環境大臣の権限(第9条)等の規定が置かれている。

4 放射線防護庁設置法

放射線防護庁設置法(連邦放射線防護庁の設置に関する法律)は、連邦環境大臣の所管領域に、独立の連邦上級官庁として「連邦放射線防護庁」を設置するための法律として、1989年10月12日に公布され、11月1日から施行された^(注21)。

連邦放射線防護庁の設置及び所在地(第1条)、同庁の任務(第2条)、専門的監督(第3条)、費用(第4条)その他の規定が置かれている。

この法律に基づき設置された連邦放射線防護庁(BfS)は、本庁をザルツギッター(ニーダー

²⁰⁾ Gesetz zum vorsorgenden Schutz der Bevölkerung gegen Strahlenbelastung (Strahlenschutzvorsorgegesetz-StrVG). Vollzitat: „Strahlenschutzvorsorgegesetz vom 19. Dezember 1986 (BGBl. I S. 2610), das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 8. April 2008 (BGBl. I S.686) geändert worden ist“

²¹⁾ Gesetz über die Errichtung eines Bundesamtes für Strahlenschutz. Vollzitat: „Gesetz über die Errichtung eines Bundesamtes für Strahlenschutz vom 9. Oktober 1989 (BGBl. I S.1830), das durch Artikel 2 des Gesetzes vom 3. Mai 2000 (BGBl. I S.636) geändert worden ist“

ザクセン州)に置き、原子力法及び放射線防護対策法等の規定により連邦の任務とされる放射線防護の領域における行政任務を処理するが、この任務の中には、放射線防護対策のほか、放射性物質の輸送並びに放射性廃棄物の処理(安全性確保及び最終貯蔵のための施設の設置及び運営を含む)の原子力技術上の安全が含まれる(設置法第2条第1項)。職員数は680人(2008年平均)^(注22)である。

5 法規命令

原子力法等の授権に基づき、連邦政府が制定する法形式である。法規命令には次のようなものがある。^(注23)

(1) 放射線防護令

放射線防護の基本原則及び放射線の限界値、放射線防護組織の要件、人及び環境の監視、事故に対する非常事態防護の解釈、並びに事故の予測値等について規定する。

(2) 原子力法手続令

申請の必要書類、公衆の参加、安全性仕様(限界値及び安全操業の条件)、基本的変更のための手続及び基準等について規定する。

(3) 原子力法保安受託者・報告令

原子力法保安受託者の地位、任務、責任、原子力技術施設における特別な異常の報告等について規定する。

(4) 原子力法信頼性審査令

放射性物質を盗難又は著しい解離から防護

するための人の信頼性の審査等について規定する。

(5) 原子力法損失填補準備令

原子力法の規定による損失填補準備について規定する。

(6) 原子力法に関する費用令

原子力法の諸手続における料金及び費用について規定する。

(7) ヨウ化カリウム令

放射線医学上の事故に際して、甲状腺障害の予防のためのヨウ化カリウムを含む薬品の準備及び配布について規定する。

(8) 原子力法廃棄物搬送令

連邦領域内外への放射性廃棄物の運搬について規定する。

(9) 最終貯蔵施設設置費用事前支払令

放射性廃棄物の安全性確保及び最終貯蔵のための連邦施設の設置のための事前の支払いについて規定する。

6 一般行政規定

法規命令の授権により、関係官庁が制定する法形式である。内部規定として官庁のみを拘束し、一般国民を拘束するものではないが、法令の解釈に関する規定を含み、許可等に関する行政の決定の基礎ともなるため、間接的に国民にとっても法的意義を有する。現在次のテーマについて、合計6件の一般行政規定が制定されて

22) 『連邦放射線防護庁 2008 年年次報告書』 Bundesamt für Strahlenschutz, *Jahresbericht 2008*, S.79. 同庁ウェブサイト <http://www.bfs.de/de/bfs/druck/jahresberichte/jb2008_komplett.pdf>

23) 現行法規命令については、連邦環境省「法規命令」(2008年9月現在)に主要なものの一覧が紹介されている。連邦環境省ウェブサイト <http://www.bmu.de/atomenergie_sicherheit/rechtvorschriften_technische_regeln/rechtsverordnungen/doc/40329.php>

いる。^(注24)

- ・原子力発電所の規定に従った稼働における放射線被曝の算定について
- ・放射線パスについて
- ・環境適合性審査について
- ・環境監視について
- ・食糧及び飼料の監視について

7 連邦及び州の官庁が制定する安全基準

連邦環境、自然保護及び原子炉安全省（連邦環境省）は、1986年に設置された、連邦の環境政策を所管する省である。原子力利用の安全性は同省の所掌であり、原子炉安全局が原子力技術施設の安全性、放射線防護、放射性廃棄物処理等に関する事務を担当している。

連邦環境省は、州の所管の官庁等との協議の上でさまざまな告示を行うが、それらは、安全基準、事故時の指針、勧告等を内容とする。^(注25)

8 諮問機関の指針、勧告及び規則

(1) 原子炉安全委員会（RSK）の指針並びに RSK 及び放射線防護委員会（SSK）の勧告
原子炉安全委員会（Reaktor-Sicherheitskommission, RSK）は、1958年に設置され、原子力発電所又は中間貯蔵施設等の安全性の問題につき、連邦環境省に対して勧告を行うことを任務とする。3年の任期で任命される原則12名の委員で構成される。RSKは、加圧水型原子炉を有する原発のための安全技術上の基本的要

件を定める指針も策定している。

放射線防護委員会（Strahlenschutzkommission, SSK）は、1974年に設置され、電離放射線その他の放射線の危険から公衆並びに医療機関、研究機関、企業及び原子力施設等の従業者を守るための勧告を連邦環境省に対して行うことを任務とする。3年の任期で任命される14名の委員で構成される。

両委員会の任務については不明確な点が多いと批判されてきたが、1999年以降はその任務が明確化され、原子力施設の法的及び技術的な危険性の評価の責任は州の監督官庁が行い、両委員会は、科学的分析及び技術的選択肢を作成することとされた。^(注26)

(2) 原子力技術委員会（KTA）規則

連邦環境省内に設置された原子力技術委員会（Der Kerntechnische Ausschuss, KTA）によって制定される安全技術上の規則である。

KTAは、生産者、施設運営者、連邦及び州の官庁、専門家並びに公益代表者（労働組合、責任保険企業等）の5つのグループの代表から構成される。事務局は連邦放射線防護庁が務める。

KTAの任務は、その組織規程によれば、「原子力発電所の生産者、設置者及び運営者、鑑定人並びに官庁等の専門家の意見の一致が見られる場合に、経験に基づき」詳細な安全技術上の規則を策定することとされている。そのような

²⁴⁾ „Allgemeine Verwaltungsvorschriften“ 連邦環境省ウェブサイト <http://www.bmu.de/atomenergie_sicherheit/rechtvorschriften_technische_regeln/allg_verwaltungsvorschriften/doc/40330.php>

²⁵⁾ „Sicherheitskriterien für Kernkraftwerke“ 連邦環境省ウェブサイト <http://www.bmu.de/atomenergie_sicherheit/rechtvorschriften_technische_regeln/sicherheitskriterien/doc/44296.php>; „Bekanntmachungen des BMU“ 同省ウェブサイト <http://www.bmu.de/atomenergie_sicherheit/rechtvorschriften_technische_regeln/bekanntmachungen_bmu/doc/40331.php>

²⁶⁾ „Empfehlungen der RSK, SSK, RSK-Leitlinien“ 連邦環境省ウェブサイト <http://www.bmu.de/atomenergie_sicherheit/rechtvorschriften_technische_regeln/empfehlungen_rsk/doc/42304.php>; „Reaktorsicherheitskommission (RSK) und Strahlenschutzkommission (SSK)“ 同省ウェブサイト <http://www.bmu.de/ministerium/unabhaengige_gremien/doc/2135.php#SSK>

規則案は小委員会及び作業部会において専門家により作成され、KTAにおいて採択される。各グループの代表は同等に10票ずつを行使し、全体の6分の5の賛成で採択される。すなわち、5つのグループのうち、1つでも一括投票で提案に反対すれば、その成立を阻止することができる。現在90件ほどのKTA規則が存在する。^(注27)

おわりに

Ⅱでみたように、現在ドイツは従来の「脱原発政策」との関係で大きな岐路にさしかかっている。現政権与党間の連立協定で、原子力は再生可能エネルギーへの橋渡しをする「過渡的エネルギー」と位置づけられ、新規原発の建設は引き続き禁止とされるなど、「脱原発政策」の基本線は維持されていると考えられるものの、与党政治家の一部などからは、相当長期にわたる原発稼働期間の延長が要求されている。2010年秋には、連邦政府の長期的なエネルギー計画が決定される予定であり、これに合わせて延長期間についても決定が行われると考えられるが、従来から原子力政策は国論を二分する論争点であることから、この問題をめぐってドイツ国内で今後激しい論争が戦わされることが予想される。

翻訳について

本稿においては、次の法律及び協定の一部を訳出した。

- ・原子力法（抄訳）
第1章「総則」及び第3章「行政官庁」の全部、第2章「監督規定」の主要部分並びに附則3及び4
- ・成長、教育、結束—キリスト教民主同盟、キリスト教社会同盟及び自由民主党間の連立協定・第17被選期間（抄訳）
「原子力」及び「核の最終処理」の項

原子力法は、Ⅱで紹介した2002年4月22日の脱原発法による改正をはじめ数多くの改正によりその内容が大幅に変更されているが、1976年8月30日の改正以後新たな改正を経ていない部分については、訳出にあたり、斎藤統訳「原子力の平和利用およびその危険の防護に関する法律」原子力法制研究会編『欧米諸国の原子力法』社団法人日本電気協会、1981.を参考とさせていただいた。

（やまぐち かずと・総合調査室）

（本稿は、筆者が海外立法情報課在籍中に執筆したものである。）

²⁷⁾ „KTA-Regelwerk“ 連邦環境省ウェブサイト <http://www.bmu.de/atomenergie_sicherheit/rechtvorschriften_technische_regeln/cta-regelwerk/doc/42305.php>

原子力の平和的利用及びその危険に対する防護に関する法律 (原子力法) (抄)

2009年3月17日の法律(連邦法律公報第I部, 556頁)第1条により最終改正された1985年7月15日公示の文言による原子力法(連邦法律公報第I部, 1565頁)

Atomgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 15. Juli 1985 (BGBl. I S. 1565), das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 17. März 2009 (BGBl. I S.556) geändert worden ist

山口 和人訳

【目次】

- 第1章 総則
- 第2章 監督規定
- 第3章 所轄官庁
- 第4章 責任規定
- 第5章 過料規定
- 第6章 補則
- 附則

第1章 総則

第1条 法律の目的

この法律は、次に掲げる事項を目的とする。

1. 電力の商業的生産のための原子力の利用を秩序正しく終了させ、終了の時点まで秩序正しい稼働を保障すること。
2. 生命、健康及び財産を原子力の危険及び電離放射線の有害な作用の危険から防護し、原子力又は電離放射線によって引き起こされる被害を除去すること。
3. 原子力又は電離放射線の使用又は放置により、ドイツ連邦共和国の国内的又は対外的安全が危険にさらされることを阻止すること。
4. 原子力及び放射線防護の分野におけるドイツ連邦共和国の国際的諸義務の履行を確実なものとする。

第2条 概念の定義

(1) この法律において「放射性物質(核燃料及びその他の放射性物質)」とは、単一又は複数の放射性核種を含み、その作用又は特殊な作用が、この法律又はこの法律に基づいて制定される法規命令の規定による原子力又は放射線防護との関連において、度外視することができないすべての物質をいう。核燃料とは、次に掲げる形態における、特に核分裂しやすい物質をいう。

1. プルトニウム 239 及びプルトニウム 241
2. 同位元素のウラン 235 又は同 233 で濃縮したウラン
3. 第1号又は第2号に掲げる物質の一又は複数を含有するすべての物質
4. 適切な施設において、自力の核分裂連鎖反応が維持されることを補助する物質であって、法規命令に定めるもの

「同位元素のウラン 235 又は同 233 で濃縮したウラン」との表現は、同位元素のウラン 235、同 233 又はこれら両者を含有するウランであって、両者の量の合計が、同位元素のウラン 238 の量に自然界における同位元素のウラン 235 の同 238 に対する割合を乗じたものよりも多いものを意味する。

(2) ある物質の作用又は特殊な作用は、当該物質が、この法律に基づいて制定される法規命令の規定により、次に該当する場合には、第1項第1文の意味において度外視することが

できる。

1. 所定の制限値を下回ること。
2. この法律又はこの法律に基づいて制定される法規命令により、許可を得ることを義務付けられた活動の範囲内で発生する物質については、所定の許容値を下回り、かつ当該物質が放任されていること。
3. その有する放射能によらず核燃料として又は核燃料の生産のために利用される自然界に由来する物質については、この法律又はこの法律に基づいて制定される法規命令による監視に服していないこと。

第1文の規定にかかわらず、医療用製品、医薬品、植物保護剤、害虫駆除剤、肥料法第1条第1号から第5号までに規定する物質若しくは日用品の製造又はそれらの活性化に際しての人に対する物質の使用又は目的を有する物質の付加について、いかなる場合にある物質の作用又は特殊な作用を度外視することができるかを、この法律に基づいて制定される法規命令で定めることができる。

- (3) この法律又はこの法律に基づいて制定される法規命令による許可規定の適用については、同位元素のウラン 233、同 235、プルトニウム 239 及び同 241 の割合が、全体として 100kg につき 15g 又は特定の同位体の濃縮物が 100kg につき 15g を超えない割合の物質をその他の放射性物質とみなす。第1文の規定は、核燃料の処理から生じた強度の放射性を有する核分裂生成物の溶液を固体化したものには適用しない。
- (4) 責任及び損失填補に関する規定の適用について、原子力の事故、原子力施設、原子力施設の占有者、核物質及び特別抽出権の概念は、この法律の附則1の概念の定義に従う。
- (5) パリ条約とは、1976年2月5日の公示（連邦法律公報第Ⅱ部310頁、311頁）及び1982年11月16日の附属議定書（連邦法律

公報1985年第Ⅱ部690頁）の文言における原子力の分野における第三者に対する責任に関する1960年7月29日の条約をいう。

- (6) ブリュッセル補足条約とは、1976年2月5日の公示（連邦法律公報第Ⅱ部310頁、318頁）及び1982年11月16日の附属議定書（連邦法律公報1985年第Ⅱ部690頁）の文言におけるパリ条約についての1963年1月31日の補足条約をいう。
- (7) 共同議定書とは、ウィーン条約及びパリ条約の適用に関する1988年9月21日の共同議定書（連邦法律公報2001年第Ⅱ部202頁、203頁）をいう。
- (8) ウィーン条約とは、条約当事国にとってそれぞれ効力を有する文言における原子力損害の民事責任に関する1963年5月21日のウィーン条約（連邦法律公報2001年第Ⅱ部202頁、207頁）をいう。

第2a条 環境適合性の審査

- (1) 環境適合性審査に関する法律の規定により、この法律又はこの法律に基づいて制定される法規命令の規定による許可又は計画の確認を必要とする計画に対して環境適合性審査の実施の義務が生じる場合（環境適合性審査義務を伴う計画）には、環境適合性審査は、この法律又はこの法律に基づいて制定される法規命令の規定により必要な許可又は計画の確認を与えるための手続の非独立的部分である。環境適合性審査は、第7条第4項第1文及び第2文の規定並びに第7条第4項第3文に基づく法規命令の規定に従い、環境適合性審査の対象、申請書類、計画及び審理期日の公示並びに申請書類の開示、異議申立て、各官庁の参加、審理の実施、許可通知の内容並びに決定の表示及び公的な周知について実施しなければならない。第7条及び第9b条の規定により、環境適合性審査に関する法律の

附則 1 に列挙された施設以外の環境適合性審査義務を伴う計画においては、当該計画がその他の放射性物質に適用される規定による許可を必要とする場合には、審理は行わない。環境適合性審査に関する法律第 2 条第 1 項第 4 文及び第 14 条の規定並びに [この法律の] 第 9b 条第 2 項及び第 5 項第 1 号の規定の適用を妨げない。

- (2) 環境適合性審査の実施の後に行われた行政行為を対象とする行政訴訟が提起される前に、事前手続において審査を行うことを要しない。

第 2b 条 電子的コミュニケーション

- (1) この法律又はこの法律に基づいて制定される法規命令の規定により別段の定めがなされない限り、電子的コミュニケーションに関する行政手続法の規定を適用する。
- (2) この法律又はこの法律に基づいて制定される法規命令の規定による電子的行政文書は、行政手続法第 37 条第 4 項の規定による、継続的に検証可能な権限ある電子的署名を伴わなければならない。
- (3) 申請が電子形態で行われた場合には、所轄官庁は、複数部数の作成及び申請に添付すべき資料を文書の形態においても提出することを求めることができる。

第 2 章 監督規定

第 3 条 輸入及び輸出

- (1) 核燃料を輸入又は輸出する者は、許可を必要とする。
- (2) 輸入許可は次の要件を満たす場合には、与えなければならない。
 1. 輸入する者の信頼性に対する疑義を生じさせる事実が存在しないこと。
 2. 輸入される核燃料が、この法律及びこの

法律に基づいて制定される法規命令の諸規定並びに原子力の領域におけるドイツ連邦共和国の国際的諸義務を遵守して使用されることが確保されていること。

- (3) 輸出許可は次の要件を満たす場合には、与えなければならない。
 1. 輸出する者の信頼性に対する疑義を生じさせる事実が存在しないこと。
 2. 輸出される核燃料が、原子力の領域におけるドイツ連邦共和国の国際的諸義務又はドイツ連邦共和国の国内的若しくは対外的安全を危険に陥れる方法で使用されないことが確保されていること。
- (4) 輸入及び輸出に関する他の法規命令は、その適用を妨げない。
- (5) この法律の適用領域への又はこの法律の適用領域からのその他すべての運搬は、この法律にいう輸入又は輸出と同義である。

第 4 条 核燃料の輸送

- (1) 核燃料が国によって保管され、又は第 6 条、第 7 条及び第 9 条の規定により許可された活動が行われる隔離された敷地の外部における核燃料の輸送は、許可を必要とする。当該許可は、荷主又は核燃料の発送若しくは輸送の遂行を請け負う者に対して与えられる。
- (2) 次に掲げる場合には、許可を与えなければならない。
 1. 申請者、輸送者及び運搬に当たる者の信頼性について疑義を生じさせる事実が存在しないとき。
 2. 当該輸送が、発生する可能性のある放射線の危険及び核燃料の意図的な輸送のために用いなければならない防護措置についての必須の知識を有している者によって行われることが確保されているとき。
 3. 危険物の輸送に関してそれぞれの交通機関に適用される法令の規定を遵守して核燃

料が輸送され、又は、そのような規定が存在しない限りにおいて、その他の方法で、核燃料の輸送による被害に対して科学及び技術の水準に従って必要な準備が行われていることが確保されているとき。

4. 法律上の損害賠償義務の履行のために必要な準備が行われているとき。
 5. 妨害措置その他の第三者の影響に対して必要な防護が確保されているとき。
 6. 優越する公共の利益が、輸送の態様、時及び経路の選択を妨げるものでないとき。
 7. 電力の商業的生産のための核燃料分裂施設から第6条第1項の規定による中央の中間貯蔵施設への使用済燃料単位の輸送にとって、第9a条第2項第3文の規定により設置することを要する所在地の近接した中間貯蔵施設における貯蔵能力が十分でないことが証明されているとき。
- (3) 第2項第4号の規定により必要とされる法律上の損害賠償義務の履行のための準備は、この法律の附則2に掲げる核燃料の輸送には必要でない。
- (4) 許可は、個々の輸送に対して与えなければならない。ただし、第1条第2号から第4号までに掲げる目的に反しない限り、申請者に対して最長3年を限度として包括的に与えることができる。
- (5) 輸送に際しては、許可決定書の正本又は公的認証謄本を所持しなければならない。輸送者は、第3項の規定により法律上の損害賠償義務の履行のための準備を必要としない輸送でない限り、これに加えて、パリ条約第4条c項に規定する要件に従った証明書を所持するものとする。許可決定書及び証明書は、監督権限を有する官庁及びその委任を受けた者の要求があるときは、これに対して提示しなければならない。
- (6) 第5項第1文の規定は、鉄道企業による

鉄道輸送には適用しない。なお、各交通機関に適用される危険物の輸送に関する法令の規定は、その適用を妨げない。

第4a条 国境を越える輸送に際しての填補準備

- (1) 第4条第2項第4号の規定により必要とされる法律上の損害賠償義務の履行のための準備は、パリ条約第4条c項の規定により必要とされる填補準備に関する証明書が、パリ条約締約国内にある原子力施設の占有者に関するものである場合には、第3項及び第4項の規定を留保して講じられたものとする。
- (2) パリ条約第4条c項にいう保険者とは、次のいずれかの者をいう。
1. 国内において責任保険業を営む権限を与えられた保険企業
 2. 第1号の規定により権限を与えられた保険企業又はそれらの保険企業の団体が責任保険者の義務を併存して引き受ける場合には、保険監督法第105条第1項にいう第三国の保険企業であって、その所在国において責任保険業を営む権限を与えられたもの填補準備の義務を負う者が、自己の資金を用いなければならない限りにおいて、填補準備で確定された範囲において自己の損害賠償義務を履行することができる状態である場合には、保険に代えてその他の財源上の保証を許容することができる。
- (3) パリ条約締約国の一についてブリュッセル補足条約が効力を発生していない場合には、核燃料の通過の場合において、第4条の規定による許可を付与するにあたり、国内輸送の過程で発生する原子力事故に対する、当該締約国の法に従って定められた原子力施設の占有者の責任の最高額が、核燃料の量及び性質並びに講じられた安全措置に応じて必要とされる範囲で増額されることを許可の条件とすることができる。原子力施設の占有者は、条

約締約国の所轄官庁が発行した証明書の提出により、引き上げられた責任の上限額に対する填補準備の証明を行わなければならない。

- (4) ブリュッセル補足条約が効力を発生していないパリ条約締約国の一からの輸入又はそのような国への輸出の場合において、他のパリ条約締約国において定められた責任の最高額が、核燃料の量及び性質並びに講じられた安全措置からみて相当でない場合には、第4条の規定による許可を付与するにあたり、核燃料の輸送先又は搬出元となる国内にある原子力施設の占有者が、国内輸送の過程で発生する原子力事故に対する責任をこの法律の規定に従って引き受けることを許可の条件とすることができる。

第4b条 特別の場合における核物質の輸送

- (1) 第4条の規定による許可を必要とすることなく核物質を輸送する者は、輸送の前に所轄官庁に対して、法律上の損害賠償義務の履行のために必要な準備を証明しなければならない。提供された準備が十分でないときは、行政官庁は、第13条第2項第1号の原則に従って必要な填補準備を定めなければならない。第4条第5項第2文及び第3文並びに第4a条の規定を適用する。
- (2) この法律の附則2に掲げる核物質の輸送の場合には、第1項の規定は適用しない。

第5条 核燃料の占有資格、国による保管

- (1) この法律により又はこの法律に基づいて制定された法規命令により付与された許可に基づき核燃料を取り扱い又はこれを輸送する者、特に次に該当する者は、核燃料を占有する資格を有する。
1. 第4条の規定により核燃料を輸送する資格を有する者
 2. 第6条の規定による許可に基づき核燃料

を保管する者

3. 第7条の規定により許可された施設において又は第9条の規定による許可に基づき核燃料を処理、加工又はその他利用する者
4. 第9条から第9c条までの規定に基づき、核燃料を州の集積所において中間的に貯蔵し、又は放射性廃棄物の安全化若しくは最終的貯蔵のための施設において保管若しくは除去する者

第19条第3項第2文の規定による核燃料の保管に関する命令によっても核燃料の正当な占有を行うことができる。

- (2) 第1項第1文の規定により資格を与えられることなく核燃料を直接占有する者は、公衆の保護のため、核燃料が第1項第1文の規定により、これを占有する資格のある者の下に留まるよう配慮しなければならない。第1文の規定は、核燃料を発見して拾得する者、自己の意思によらず核燃料に対する事実上の支配を得る者又はそれが核燃料であることを知らずに核燃料に対する事実上の支配を得る者には適用しない。
- (3) 第2項第1文の場合において、第6条の規定による許可に基づく直接占有者の下での管理又は第1項第1文の規定によるその他の方法での資格ある占有を行うことができない場合には、第19条第3項第2文第2号の規定による命令が別段の事項を定め又は許容していない限り、資格ある占有の設定までに核燃料を遅滞なく国の保管の下に置かなければならず、そのために保管官庁に引き渡さなければならない。第1文の規定により核燃料を引き渡した者は、公衆の保護のため、第2項第1文の規定と結合した第1項第1文の規定による資格ある占有が行われるよう配慮しなければならない。第2文の規定は、国によって保管される核燃料の利用及び消費の権利を有する者並びに第1項第1文の規定に

より核燃料を占有する資格を有することなく核燃料を第三者から承継し又は取り戻さなければならぬ者に準用する。

- (4) 第1項の規定により占有の資格を有する者が確定できない場合、又は呼び出すことができない場合の核燃料は、国が保管しなければならない。
- (5) 国が保管する場合には、核燃料の保持による損害に対して、科学及び技術の水準に従って必要とされる対策を講じなければならず、かつ、妨害措置その他の第三者の影響に対して必要な防護を確保しなければならない。
- (6) 国が保管している核燃料の引渡し又は核燃料の譲渡は、第1項第1文の規定により占有の資格を有する者に対してのみ許容される。
- (7) 第2項第1文並びに第3項第2文及び第3文の規定による義務を実行させるため、保管官庁は、これらの規定に掲げる者に対して、核燃料を義務者の下に留め、又は占有の資格を有する者に譲渡するよう命じることができる。行政執行法第11条第3項の規定にかかわらず、強制金の額は、50万ユーロ以下とする。第19条第3項の規定による監督官庁の権限は、影響を受けない。
- (8) 第1項から第7項までの規定は、放射性廃棄物に含まれる核燃料には適用しない。

第6条 核燃料の保持の許可

- (1) 国による保管以外に核燃料を保持する者は、許可を受けなければならない。許可を受けた保持を基本的に変更する者は、さらに許可を受けなければならない。
- (2) 許可は、そのような保持の必要性が存在し、かつ次に該当する場合には、与えなければならない。
 1. 申請者並びに保持の指揮及び監督の責任者の信頼性について疑義を生じさせる事実

が存在しない場合において、かつ、保持の指揮及び監督の責任者がそのために必要な専門知識を有しているとき。

2. 核燃料の保持による被害に対して科学及び技術の水準に従って必要な準備が行われているとき。
 3. 法律上の損害賠償義務の履行のために必要な準備が行われているとき。
 4. 妨害措置その他の第三者の影響に対して必要な防護が確保されているとき。
- (3) 第9a条第2項第3文の規定による義務を履行するため、電力の商業的生産のための核燃料分裂施設の隔離された敷地内において、使用済核燃料を、特別の倉庫内で輸送及び貯蔵用容器を用いて放射性廃棄物の最終処理施設への引渡しまで保持する者は、第1項の規定による許可を必要とする。第2項第1号から第4号までの許可の要件の規定を準用する。
- (4) 第7条の規定により許可された活動が行われる隔離された敷地内における使用済燃料単位の形態での核燃料の一時的な保持の許可は、第9a条第2項第3文の規定に基づき、保持のために必要とされる許可を申請した者に対して与えなければならない。当該許可は、第9a条第2項第3文の規定により必要とされる許可を利用することができる時点又は一時的保持の申請が撤回され若しくは確定力をもって却下された時点までであって最長5年の期限付のものとしなければならないが、許可の有効期間は、申請により、これを1年間延長することができる。第1文及び第2文の規定による許可は、期間経過後の時期について、他の方法による適法な保持の可能性が証明されている場合に限り付与するものとする。この証明は、毎年新たに行わなければならない。許可申請については、申請の受理及び十全な申請添付資料の提出から9月

以内に決定するものとする。所轄官庁は、審査の困難により、又は申請者に帰すべき理由により必要な場合には、各々の事由についてこの期間を3月間延長することができるが、申請者に対して延長の理由を示さなければならない。なお、第2項の規定を準用する。

第7条 施設の許可

(1) 核燃料の生産、処理若しくは加工、若しくは核分裂のため又は使用済核燃料の再処理のための固定式の施設を設置、運転若しくはその他の形態で占有し、又は当該施設若しくはその運転に重要な変更を加える者は、許可を受けることを必要とする。電力の商業的生産を目的とする核燃料分裂施設及び使用済核燃料の再処理のための施設の設置及び運転に対しては、許可は与えない。施設又はその運転の重要な変更については、この限りでない。

(1a) 電力の商業的生産のための核燃料分裂施設の出力運転の権利は、附則3第2列において各施設について掲げる電力量又は第1b項の規定による譲渡に基づき生じる電力量が生産された場合には失効する。附則3第2列に掲げる電力量の生産は、測定装置によって測定しなければならない。第2文の規定による測定装置は、信頼性があり測定器検定を経たものでなければならない。信頼性があり測定器検定を経たものではない測定装置を使用してはならない。第2文に規定する測定装置を使用する者は、当該測定装置を遅滞なく設置し、接続するとともに、測定の正確性及び表示器の確実な読み取りが確保されるよう取り扱い、整備しなければならない。測定器検定法及び当該法律に基づき制定された測定器検定令の規定を適用する。許可を受けた者は、測定器検定を経た測定装置の規定に従った状態については毎暦年に専門家組織により、毎暦年に生産された電力量については

1月以内に公認会計士又は会計監査協会により、審査及び証明を受けなければならない。
(1b) 附則3第2列に掲げる電力量は、譲り受ける施設が譲渡する施設よりも遅い時期に商業的な出力運転を開始した場合には、ある施設から他の施設にその全部又は一部を譲渡することができる。連邦環境、自然保護及び原子炉安全省が連邦首相府及び連邦経済及び技術省と協議の上同意した場合には、第1文の規定にかかわらず、電力量は、商業的な出力運転をより遅い時期に開始した施設からも譲渡することができる。譲渡する施設が出力運転を継続的に中止しており、かつ第3項第1文の規定による施設閉鎖の申請が行われている場合には、第2文の規定による同意は必要でない。

(1c) 許可を受けた者は、所轄の官庁に対して次のことを行わなければならない。

1. 毎月、附則3第2列と関連する第1a項の意味における、前月に生産された電力量を報告すること。
2. 第1a項第3文の規定による審査及び証明の結果を、それが出てから1月以内に提出すること。
3. 第1b項の規定による施設間で行われる譲渡を、その確定後1週間以内に報告すること。

許可を受けた者は、第1文第1号の規定により行う、生産された電力量に関する最初の月例報告において、2000年1月1日から2002年4月末日までの間に生産され、公認会計士又は会計監査協会による審査及び証明を受けた電力量に関する報告を伝達しなければならない。最初の月例報告の期間は、2002年5月1日に開始する。第1文第1号から第3号までの規定により伝達された情報及びその都度なお存在する残余電力の申告は、所轄官庁により、連邦官報に公示される。これと同

時に、第1文第1号にいう生産された電力量は、年単位で通算され、1暦年ごとに連邦官報に公示されるが、予定された残存稼働期間が6月に満たないときは、毎月公示される。

(1d) ミュールハイム・ケアリヒ原子力発電所については、附則3第2列に記載された電力量を、当該箇所に記載された原子力発電所に譲渡した後にのみこれらの発電所において生産することが許されるとの基準の下に、第1a項第1文、第1b項第1文から第3文まで及び第1c項第1文第3号の規定を適用する。

(2) 許可は、次の場合にのみ与えることが許される。

1. 申請者並びに施設の設置、施設の運転の指揮及びその監督の責任者の信頼性について疑義を生じさせる事実が存在しない場合において、施設の設置、施設の運転の指揮及びその監督の責任者がそのために必要な専門知識を有しているとき。
2. 施設の運転にあたるその他の者が、施設の安全な運転、発生する可能性のある危険及び用いなければならない防護措置についての必須の知識を有しているとき。
3. 施設の設置及び運転による被害に対して科学及び技術の水準に従って必要な準備が行われているとき。
4. 法律上の損害賠償義務の履行のために必要な準備が行われているとき。
5. 妨害措置その他の第三者の影響に対して必要な防護が確保されているとき。
6. 特に環境への影響に関して、優越的な公共の利益が、施設の立地の選定を妨げるものでないとき。

(2a) 削除

(3) 第1項第1文の規定による施設の休止並びに最終的に休止した施設の安全な封じ込め又は施設若しくは施設の一部の解体は、許可を必要とする。第2項の規定を準用する。計

画された措置がすでに第1項第1文の規定による許可又は第19条第3項の規定による命令の対象であった限りにおいて、第1文の規定による許可は要しない。

(4) 許可手続においては、連邦、州、市町村及びその他の地域団体の、所管領域が関係するすべての官庁が参加しなければならない。許可を与える官庁と参加する連邦官庁との間で意見の相違が生じたときは、許可を与える官庁は、原子力技術の安全及び放射線防護を所管する連邦省の指示を求めなければならない。さらに許可手続は、連邦イミシオン保護法第8条、第10条第1項から第4項まで、同第6項から第8項まで、同第10条第2文及び第18条の諸原則に従い、法規命令によって規定することとし、その際、核燃料分裂施設の休止、安全な封じ込め又は解体のために全体として計画された措置の環境適合性の審査に際しては、審理の期日を度外視することができることを定めることができる。

(5) 可動式の施設については、第1項、第2項及び第4項の規定を準用する。ただし、第4項第3文の法規命令で、計画の公示及び資料の公開を度外視することができること並びにその限りで異議申立ての審理を行わないことを定めることができる。

(6) 連邦イミシオン保護法第14条の規定は、許可を受けた施設から他の土地に及んだ影響について準用する。

第7a条 予備決定

(1) 申請に基づき、第7条の規定による施設の許可の付与が依存する個別の問題、特に、施設の立地の選択について、予備決定を行うことができる。申請者が、不可争性が生じた後2年以内に許可申請を行わない場合には、予備決定は効力を失うが、この期間は、申請に基づき、2年まで延長することができる。

(2) 第7条第4項及び第5項、第17条並びに第18条の規定を準用する。

第7b条 部分許可及び予備決定の際の第三者の異議申立て

部分許可又は予備決定において第7条又は第7a条の規定による申請についての決定が行われ、当該決定に不可争力が生じた限りにおいて、施設の許可に関するその後の手続においては、すでに提出されたか又は提示された資料若しくは提示された許可書に従って第三者が提出することができたであろう事実に基づいて当該第三者が異議を申し立てることはできない。

第7c条

(削除)

第8条 連邦イミシオン保護法並びに機器及び製品安全法との関係

- (1) 許可を必要とする施設及びそのような施設の引き続いての利用の拒否に関する連邦イミシオン保護法の規定は、原子力の危険又は電離放射線の有害な作用からの防護に関する限り、[この法律]第7条にいう許可を要する施設には適用しない。
- (2) 連邦イミシオン保護法第4条の規定により許可を必要とする施設が[この法律]第7条の許可を必要とするときは、この許可には連邦イミシオン保護法第4条の規定による許可を含む。原子力法上の許可官庁は、イミシオン保護を所管する州の官庁の同意を得て、連邦イミシオン保護法及びそのために制定された法規命令の規定を基準として、決定を行わなければならない。
- (3) 機器及び製品安全法第2条第7項の規定により監視を必要とする施設であって、[この法律]第7条の許可が義務づけられたものにつ

いては、許可官庁は、第7条に規定する施設の特異な技術的性質の制約がある限り、監視を必要とする施設の設置及び運転に関する規定の適用除外を個別に許容することができる。

第9条 許可義務のある施設外での核燃料の処理、加工及びその他の使用

- (1) 第7条に掲げる種類の施設外で核燃料を処理し、加工し又はその他使用する者は、許可を必要とする。さらに、処理、加工又はその他使用について許可文書に記載された手順を著しく逸脱するか、又は許可文書に記載された事業所若しくはその場所を著しく変更する者は、許可を必要とする。
- (2) 許可は、次に掲げる場合に限り与えることが許される。
 1. 申請者並びに核燃料使用の指揮及び監督の責任者の信頼性に対する疑義をもたらすいかなる事実も存在しない場合において、核燃料使用の指揮及び監督の責任者がそのために必要な専門知識を有しているとき。
 2. 核燃料の意図された使用に従事するその他の者が、発生する可能性のある危険及び適用すべき防護措置についての必須の知識を有しているとき。
 3. 核燃料の使用による被害に対して、科学及び技術の水準に従って要求される準備が行われているとき。
 4. 法律上の損害賠償義務の履行のために必要な準備が行われているとき。
 5. 妨害措置その他の第三者の影響に対して必要な防護が確保されているとき。
 6. 特に環境への影響に関して、優越的な公共の利益が、施設の立地の選定を妨げるものでないとき。

第9a条 放射性残留物の利用及び放射性廃棄物の除去

(1) 核燃料を取り扱う施設を設置し、運転し、その他占有し、著しく変更し、休止し若しくは除去し、それらの施設外で放射性物質を取り扱い、又は電離放射線を生じる施設を運転する者は、発生した放射性残留物及び拡張又は解体された放射能を帯びた施設部分が、第1条第2号から第4号までに掲げる目的に従って損害をもたらすことなく利用され、又は放射性廃棄物として秩序正しく除去されるよう配慮しなければならない（直接的最終処理）。電力の商業的生産のための核燃料分裂施設の運転から生じた使用済核燃料を、使用済核燃料の再処理のための施設における無害な利用のために引き渡すことは、2005年7月1日以降は許されない。

(1a) 電力の商業的生産のための核燃料分裂施設を運転する者は、使用済核燃料の再処理の場合において回収しなければならない放射性廃棄物を含む、発生した使用済核燃料並びに第7条第1a項及び第1b項の規定を考慮して定められた運転期間においてなお発生する使用済核燃料に対する第1項の規定による義務の履行のため、自己が十分な配慮を行ったことを証明しなければならない（廃棄物処理配慮証明）。当該証明は、毎年12月31日まで継続して記載し、遅くとも翌年の3月31日までに提出しなければならない。廃棄物処理配慮の基礎となっている条件の重大な変更は、所轄の官庁に対して遅滞なく報告しなければならない。

(1b) 秩序正しい除去のため、中間施設における使用済核燃料及び使用済核燃料の再処理から回収しなければならない放射性廃棄物が安全な状態で存在することが、放射性廃棄物の最終処理施設にそれらを引き渡すまで確保されていることが証明されなければならない。使用済核燃料の除去のための証明は、十分な、必要に応じて利用可能な中間施設の容量

に関する現実的な計画によって行われる。現実的な計画によってそれぞれ次の2年間に生じる、使用済核燃料のための中間施設の必要に対しては、そのために法的及び技術的に利用可能な廃棄物処理義務者又は第三者の中間施設が用意されていることを証明しなければならない。使用済核燃料の再処理から回収しなければならない放射性廃棄物の除去のための証明は、これらの放射性廃棄物の拘束力をもって取り決められた回収の時点において、十分な中間施設の容量を利用可能とする現実的な計画によって行われる。回収しなければならない放射性廃棄物の中間貯蔵が、廃棄物処理義務者のために第三者によって行われる場合には、第1a項第1文の規定にかかわらず、処理から回収しなければならない放射性廃棄物の秩序正しい除去のための証明は、第三者がこれを行うことができる。当該第三者は、第4文の規定による現実的な計画とともに、廃棄物処理義務者の中間施設の必要が、その必要に応じて契約上確保されることを証明しなければならない。複数の廃棄物処理義務者が証明の実行を同じ第三者に委託した場合のため、当該第三者は、廃棄物処理義務者のために共通の証明を行うことができる（集合証明）。集合証明は、廃棄物処理義務者の中間施設全体の必要についての第4文の規定による現実的な計画及び当該必要がそれに応じて契約上確保されることの説明から構成される。

(1c) 第1項第2文の規定により許容される使用済核燃料の無害な利用が予定される限りにおいて、電力の商業的生産のための核燃料分裂施設における処理から得られた、及びなお得られるべきプルトニウムの再使用が確保されていることが証明されなければならないが、2000年8月31日までにすでに再使用されたプルトニウム又は当該時点までに利用若

しくは消費の権利が第三者に譲渡された取得済みのプルトニウムについてはこの限りでない。使用済核燃料の再処理のため、処理から生じたプルトニウム及び生じつつあるプルトニウムを伴う燃料単位の製造のため、並びにこれらの燃料単位の使用のための現実的な計画が提出され、かつ、この計画の実現のため、各々次の2年以内に予定される措置が、契約若しくは契約の抜粋の提出若しくはそのために適切な施設を有する第三者の対応する確認書の提出により、又は廃棄物処理義務者の適切な施設における燃料単位の使用の場合において、その使用計画の提出により証明されたときは、この法律の適用領域内で運転される電力の商業的生産のための核燃料分裂施設における再使用に対して当該証明がなされているものとする。処理から生じたプルトニウムに関して再使用の目的のための利用権及び使用権の譲渡に関する拘束力ある確認書が提出される場合には、欧州連合又はスイスの領域内において運転される核燃料分裂施設で電力を商業的に生産するためのその他のものにおける再使用のための証明がなされているものとする。

- (1d) 使用済核燃料の再処理から得られたウランについて、廃棄物処理義務を負う者は、十分で、需要に応じて使用可能な中間施設の能力に関する現実的な計画により、安全な状態で存在することを証明しなければならない。第1b項第3文の規定を準用する。中間貯蔵されたウランを中間貯蔵施設から搬出すべき場合は、第1項の規定による義務の履行のため計画された廃棄物処理方法を含め、直ちにその旨を所轄官庁に報告しなければならない。
- (1e) 第1a項の規定は、研究目的のための核燃料分裂施設を運転する者に準用する。
- (2) 放射性廃棄物を占有する者は、これを第3

項に規定する施設に引き渡さなければならない。第3文の規定により若しくはこの法律に基づいて制定された法規命令の規定により別段の定めがある場合又はこの法律若しくはこの法律に基づいて制定された法規命令に基づき別段の命令若しくは許可がなされた限りにおいては、この規定は適用しない。電力の商業的生産のための核燃料分裂施設を運転する者は、第6条第1項及び第3項の規定による中間施設が、当該施設の隔離された敷地内又は第6条第1項の規定により当該施設の近辺に設置されること（所在地近辺の中間施設）及び発生する使用済核燃料が放射性廃棄物の最終処理施設への引渡しまでに当該中間施設において保持されるよう配慮しなければならないが、第1項第2文の規定による保持のための使用済核燃料の引渡しの可能性は影響を受けない。所轄官庁は、施設を運転する者が休止申請を行い、2005年6月30日以前のどの時点において当該者が申請により電力の商業的生産のための核分裂施設の運転を永続的に休止するかを拘束力をもって言明した場合には、申請により、第3文の規定による配慮義務の例外を許容しなければならない。所轄官庁が第3文の規定による配慮義務の例外を認めたときは、電力の商業的生産のための核燃料分裂施設の出力運転の資格は、運転を行う者がその申請において指定した日付に消滅する。

- (3) 州は、その領域内において発生した放射性廃棄物の中間貯蔵のための州集積所を、連邦は、放射性廃棄物の安全確保及び最終処理のための施設を設置しなければならない。これらの施設は、第三者の義務の履行のために用いることができる。連邦は、第三者が委譲された任務を適法に遂行することを保証した場合には、その義務の履行のため、その任務の全部又は一部をその遂行に必要な高権的権限

とともに第三者に委譲することができ、当該第三者は、連邦の監督下に置かれる。第3文に規定する第三者は、安全確保及び最終処理の施設の利用に対して、費用に代えて対価を徴収することができる。第3文の規定により任務の遂行が委譲された場合には、第21b条の規定により徴収された寄付金、第21b条第3項の規定に基づき制定された法規命令の規定による事前給付金及び第21a条第2項第9文の規定により州集積所により徴収された金銭は、当該第三者に対して支払われたものとみなす。第3文に規定する第三者に代わる公務侵害に対する連邦の責任は存在せず、当該第三者は、公務侵害から生じる損害の填補のため、十分な責任保険を締結しなければならない。第25条の規定の適用を妨げない。第3文の規定により連邦の任務が第三者に委譲される限りにおいて、連邦は、当該第三者に対し、第25条の規定による損害賠償義務を25億ユーロまで免除する。第3文に規定する第三者によって行われた行政行為に対する異議については、監督官庁が決定を行う。

(4) (削除)

第9b条 計画確認手続

(1) 第9a条第3項に掲げる連邦の施設の設置及び運転並びにそのような施設又はその運転の基本的な変更には、計画の確認を必要とする。行政手続法第74条第6項の規定は、第1文に規定する施設又はその運転の基本的変更の申請が行われ、かつ、当該変更が環境適合性審査法第2条第1項第2文に規定する保護財に対して著しい悪影響を及ぼすことがない場合に限り、所轄官庁が申請又は職権により、計画確認決定に代えて計画許可を与えることができることを基準として適用する。行政手続法第76条の規定は適用しない。

- (2) 計画確認の際には、施設の環境適合性を審査しなければならない。環境適合性審査は、第4項の規定による審査の一部とする。
- (3) 計画確認決定は、第1条に掲げる目的を達するため、内容的に限定し、かつ負担を付することができる。第1条第2号から第4号までに掲げる目的を達するため必要な場合に限り、追加的な負担が許容される。
- (4) 計画確認決定は、第7条第2項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる要件が満たされている場合に限り、与えることが許される。次の各号のいずれかに該当する場合には、計画確認決定の付与を拒否しなければならない。
 1. 計画された施設の設置又は運転により、内容的な制限又は負担によっては防止することができない公共の福祉の侵害が予想されるとき。
 2. 特に環境適合性の点において、施設の設置又は運転がその他の公法上の規定に反するとき。
- (5) 計画確認手続には、次に掲げる事項を基準として、行政手続法第72条から第75条まで、第77条及び第78条の規定を適用する。
 1. 計画及び審理期日の公告、計画の提示、異議の申立て、審理期日の実施並びに決定の送達は、第7条第4項第3文の規定による法規命令の規定により行わなければならない。提出すべき計画の形式及び内容並びに様式及び範囲については、原子力技術上の安全性及び放射線防護に関して、当該法規命令に含まれる規定を準用する。
 2. 遅れて提出された資料の公告及び提示が第三者の利益にとって重大なものとなる可能性のある事情をさらに開示するものではない場合には、留保された決定の前にそれらの資料の公告及び提示を行わないことができる。

3. 計画確認は、鉱山法及び深部埋蔵法の規定による計画の許容性には及ばないものとする。この許容性に関しては、他の所轄官庁が決定を行う。

第9c条 州集積所

第9a条第3項第1文第1段に規定する州集積所における放射性廃棄物の貯蔵又は処理については、この法律及びこの法律に基づき制定された法規命令の、これらの放射性廃棄物の取扱いについて適用される許可規定を適用する。

第9d条から第9f条

(削除)

第9g条 変更の禁止

(1) 第9b条の規定による計画立案を確保するため、又は放射性廃棄物の最終貯蔵用の施設のための敷地調査の確保又は継続のため、その地表及び地下において、著しく価値を高め、又は第9b条の規定による計画若しくは敷地調査を著しく困難にする変更を加えることができない計画区域を最長10年の期間で指定することができる。第1文に規定する要件が存続する場合には、法規命令により、各々10年を最長期間として、2度にわたり指定を延長することができる。第1文及び第2文の規定による指定の前に、当該指定により影響を受ける市町村及び郡の意見を聴かなければならない。第1文及び第2文の規定による指定は、当該指定の要件が消滅した場合には、指定期間の経過前に廃止しなければならない。第1文及び第2文の規定による指定は、第9b条の規定又は連邦鉱山法第57a条の規定による計画確認手続における計画の提示の開始とともに失効する。

(2) 第9b条の規定による計画確認手続にお

ける計画の提示の開始以降は、計画の対象となる地表及び計画に包含される地下の区域においては、計画に従った利用の時点までは、著しく価値を高め、又は計画を著しく困難にする変更を加えることは許されない。法的に許容される方法であらかじめ開始された変更、維持作業及び従来から適法に行われてきた利用はこれによって影響を受けない。

(3) 第2項の規定は、連邦鉱山法の規定に基づく放射性廃棄物の最終処理施設のための坑内における準備的敷地調査の計画に準用し、第9b条の規定による計画確認手続における計画の提示に代えて、連邦鉱山法第57a条の規定による計画確認手続における計画の提示を行うものとする。

(4) 所轄官庁は、優越的な公共の利益が妨げとならず、かつ、変更の禁止を遵守することが個々の場合において明白に意図しなかった苛酷な結果をもたらすときは、申請により、第1項から第3項までの規定による変更の禁止の例外を承認しなければならない。

(5) 第1項から第3項までの規定による変更の禁止が5年を超えて継続する場合には、所有者及びその他の利用権者は、禁止によって生じた財産上の不利益に対する金銭による適切な補償を求めることができる。補償は、計画を実施する者が行わなければならない。第21b条の規定の適用を妨げない。

第10条

核燃料の量若しくは性状のため又は一定の防護措置若しくは防護装置のため、自力の核分裂連鎖反応又は電離放射線の作用による被害が想定されず、かつ、第1条第3号及び第4号に掲げる目的に反しない限りにおいて、法規命令により、第3条から第7条まで及び第9条の規定の例外を許容することができる。

第 11 条 授權規定（許可、届出、包括承認）

(1) 核燃料及び第 7 条にいう施設について、この法律に別段の定めがない限り、第 1 条に掲げる目的を達成するため、法規命令で次に掲げる事項について定めることができる。

1. 放射性物質の探索、放射性物質の取扱い（取得、生産、貯蔵、処理、加工、その他の使用及び除去）、放射性物質の取引（取得及び他人への譲渡）並びにこれらの物質の輸送及び輸出入は許可又は届出を必要とすること並びにこの法律又はこの法律に基づき制定された法規命令の規定による監視の免除を目的とする放射性物質の放置及び自然に存在する放射性物質に対するこれらの規定による監視を免除する要件、付随規定及び手続
2. 電離放射線の生産のための施設の設置及び運転は、許可を必要とすること。
3. 法規命令で指定する部署による建造方式の審査に従い、放射性物質を伴い、又は電離放射線を生じる施設、機器及び装置を一般的に承認することができること及びそのような施設、機器及び装置の占有者が申告しなければならない事項
4. ～ 5. 略
6. 欧州共同体の立法を国内法化するため、放射性廃棄物の輸入、輸出及び通過（国境を越える運搬）にあたっては、許可又は同意を必要とすること、並びに届出及び報告を行い、かつ、必要書類を所持しなければならないこと。更に付随規定を伴う同意を予定することができることを規定することができる。
7. 自然界に由来する電離放射線に対する防護のため、別途掲げる作業は許可又は届出を必要とすること。
8. 略

(2)～(3) 略

第 12 条 授權規定（防護措置）

(1) 第 1 条に掲げる目的を達成するため、法規命令で次の事項について定めることができる。

1. 略
2. 空中及び水中において一定の放射線量及び一定の放射性物質の濃度を超えないようにするため講じなければならない対策
3. 放射線の危険にさらされた領域における人員の使用は、特別に権限を与えられた医師の証明書の提出の後にのみ許されること及びそのような使用に対する保健上の疑義がある場合には、監督官庁が専門医の意見を聴いた後に決定を行うこと。
 - 3 a. 医療研究における放射性物質又は電離放射線の人に対する使用の計画の評価に倫理委員会を関与させなければならないこと及びその方法、当該倫理委員会の独立性及び専門的知識の要件並びに当該倫理委員会の登録又はその取消しの条件及びこれを公衆に周知する方法
 - 3 b. 医学及び歯科医学に関連する診断上の参考値が放射性物質又は電離放射線の人に対する使用のために確定され、提供され及び公表されること及びその方法並びに人の医学上の放射線被曝を確定し、かつ、これをその都度調査すること及びその方法
 - 3 c. 略
4. 放射線の危険にさらされた領域に留まっており若しくは留まったことのある人又は第 11 条第 1 項第 7 号の規定による作業を行っており若しくは行ったことのある人が、その身体に受けた放射線量を確定するため、医師の診断を受け、かつ、他の人又は公衆の保護のために必要なときは、医師の治療を受ける義務を負うこと及び当該義務の範囲、当該診断又は治療は、特別に権限を与えられた医師が行わなければなら

いこと、並びに航空機の運航の場合には、宇宙線による人の放射線被曝を調査し、記録し、別途掲げる官署又はこの法律に基いて制定される法規命令で定める官署に対して伝達すること及びその態様並びにこれらの官署が当該報告を放射線防護登録簿に登録すること。

4 a. 略

5. 放射性物質の生産、獲得、取得、占有、譲渡及びその他の存在について並びに電離放射線の量及びその強度の測定について、帳簿を作成し、かつ報告しなければならないこと並びにその態様

6.～13. 略

第2文 略

(2) 略

第12a条 授權規定（監督委員会の決定）

略

第12b条 放射性物質の盗難又は著しい放出の防止にあたる人員の信頼性の審査

(1) 放射性物質の盗難又は著しい放出をもたらす可能性のある無権限の行為を防止するため、第23条及び第24条の規定による所管の許可官庁及び監督官庁は、放射性物質の取扱い若しくはその輸送に際して、又は第7条及び第11条第1項第2号にいう施設若しくは第9a条第3項の規定による連邦の施設の設置及び運転に際して活動する人員について、当該目的にとって必要な信頼性の審査を、当該人員の書面による同意を得て行う。電子形態により同意を与えることはできない。包括的信頼性審査（カテゴリー1）、拡大された信頼性審査（カテゴリー2）又は簡易な信頼性審査（カテゴリー3）のいずれかが実施される。

(2) 信頼性審査に際しては、所轄官庁は、審査

のカテゴリーに関して、次に掲げる措置を講ずるものとし、それらの措置は、審査のカテゴリーの観点から、並びに対象者の責任、安全性領域へのアクセス権限、原子力技術施設の種類特に放射性物質の種類及び量を考慮し、並びに放射性物質の輸送の場合には、更に梱包及び輸送手段を考慮して、相当性の原則に則り、段階を設けなければならない。

1. 対象者の身元の審査

2. 連邦刑事庁及び州刑事庁その他の連邦及び州の警察官庁並びに連邦及び州の情報機関に対して、その保持する、信頼性の判断にとって重要な情報を照会すること。

3. 旧ドイツ民主共和国国家安全保障局資料に関する連邦受託者に対し、対象者が旧ドイツ民主共和国国家安全保障局のために本務として又は非公式に行った活動につき、同人が1969年12月31日以前に出生し、そのような活動を行ったとの根拠がある場合に、確認のための照会を行うこと。

4. a) 連邦中央犯罪者登録簿から無制限に情報を取り寄せること。

b) 連邦中央犯罪者登録簿法第30条第5項の規定による、官庁用の行状証明書を取り寄せること。

(3) 対象者の信頼性に疑義を抱かせる事実上の根拠があるときは、所轄官庁は、直近上位の審査カテゴリーの一又は複数の照会を行い、並びに次に掲げることを実施することができる。

1. 刑事訴追官庁に照会すること。

2. 検察当局の捜査又は犯罪記録を取り寄せること。

3. 放射性物質の輸送許可の範囲における審査の際に交通中央登録簿からの抜粋を取り寄せること。

(4) 所轄官庁は、収集された情報に基づいて信頼性に疑義が生じたときは、対象者に対して意見を述べる機会を与えるものとする。

- (5) 当該審査の範囲で収集されたデータは、第 23 条及び第 24 条の規定による所轄官庁が、必要な範囲でのみ蓄積し、この規定による信頼性の審査の目的のためにのみ利用することが許され、他の部署に伝達することは許されない。所轄官庁は、信頼性審査の結果について申請人に対して報告するものとするが、当該結果の基礎となった情報を通知することは許されない。信頼性を確認できなかった場合は、所轄官庁は、理由を記載して、これを対象者に書面で通知するものとする。
- (6) 審査の細目、第 2 項の規定を基準とする審査カテゴリへのより詳細な区分、審査を再度行わなければならない期限の規定、調査の細目及び消去期限は、法規命令で定める。

第 12c 条 放射線防護登録簿

- (1) 第 12 条第 1 項第 1 文第 4 号の規定による命令に基づいて収集されたデータで、職業上放射線にさらされる人の放射線被曝に関するものは、放射線量限界値の監視及び放射線防護基本原則の遵守の目的のため、連邦放射線防護庁に備えられた登録簿に登載される。当事者に対してはデータの収集について報告しなければならない。
- (2) 前項に掲げる目的のため、それぞれの場合に必要な範囲で、登録簿からの情報を第 24 条の規定による所管の監督官庁並びに職業上、放射線にさらされる人の防護のための予防及び監視措置を講じる責任を有する部署及び人に対して提供することが許される。
- (3) 放射線防護の分野における学術研究の目的のため、個人関係データを当事者の同意を得て第三者に対して伝達することが許される。当事者の保護に値する利益がデータの伝達若しくは目的を有する使用を妨げない場合又は研究活動に関する公共の利益が当事者の秘密保持の利益を著しく上回る場合には、当事者

の同意なく個人関係データを伝達することが許される。学術研究の目的で行う個人関係データの伝達は、研究の目的が合理的な費用で匿名のデータを用いて達成することができる場合には許されない。学術研究のための個人関係データの加工及び利用に関するその他のデータ保護法上の規定は、その適用を妨げない。

- (4) 個人関係データを受領した者は、当該データが有権的に伝達された目的のためにのみ、これを使用することが許される。情報の提供及び個人関係データの伝達の要件及び手続に関する細則は、法規命令で定める。

第 12d 条 強度の放射線源に関する登録簿

- (1) 第 12 条第 1 項第 1 文第 5 号の規定による命令に基づいて収集された強度の放射線源に関するデータは、第 1 条第 2 号から第 4 号までに掲げる目的のため、連邦放射線防護庁に備えられた登録簿に登載される。
- (2) 第 1 項の規定による登録簿には、特に、強度の放射線源、その管理及びこの法律又は第 11 条第 1 項第 1 号若しくは第 6 号の規定による命令により付与された許可に関する次の事項に登載する。
1. 許可の保持者、付与日付、有効期間
 2. 強度の放射線源の識別番号
 3. 強度の放射線源の特性、管理及び使用
 4. 強度の放射線源の取扱い又は貯蔵の場所
 5. 強度の放射線源に対する物的支配の取得又は放棄
 6. 強度の放射線源の紛失、盗難又は拾得
- (3) 第 22 条第 1 項及び第 3 項、第 23 条並びに第 24 条の規定による所管の官庁、原子力技術上の安全性及び放射線防護を所管する連邦省、連邦住民保護及び災害救援庁、連邦刑事庁、州の刑事庁、連邦警察法第 58 条第 1 項の規定による法規命令に定める連邦警察官

庁、関税刑事庁並びに連邦及び州の憲法擁護庁は、登録簿を閲覧することができる。

- (4) 登録簿からの情報は、州のその他の警察官庁、軍事防諜局及び連邦諜報局に対して、それらの任務の遂行に必要とされる限りで提供することが許される。第1文の規定は、欧州連合の拘束力ある決定で定めているか又はその他の国際的な取決めに基づき要求される限りにおいて、同様の任務を有する他国の官庁又は国際組織に対して適用する。
- (5) 登録簿に蓄積したデータは、強度の放射線源に関する記載事項を最後に更新したときから30年間保存しなければならない。
- (6) 次の事項については、法規命令で細則を定めることができる。
1. データ収集及び登載の内容及び形式、閲覧権について、並びに情報提供の手続
 2. データの伝達並びにデータの訂正、遮断及び消去

第13条 法律上の損害賠償義務の履行の準備
略

第14条 責任保険及びその他の填補準備
略

第15条 填補準備による充当の順位
略

第16条
(削除)

第17条 内容上の制限、負担、取消し、原子力施設の所持者としての表示
略

第18条 補償
略

第19条 国による監督

- (1) 放射性物質の取扱い、第7条及び第11条第1項第2号に規定する種類の施設の運転及び占有、第11条第1項第3号に規定する種類の施設、機器及び装置の取扱い、これらの物質、施設、機器及び装置の輸送、放射性物質の目的を設定した追加並びに物質の活性化は、この法律の規定による要件又はこの法律の規定による法規命令に基づく要件が存在する限りにおいて、並びに第11条第1項第7号の規定による活動は、国の監督に服するものとする。監督官庁は、特に、この法律及びこの法律に基づいて制定された法規命令の規定、これらに基づく監督官庁の命令及び指示並びに許可又は一般的承認の証明書の規定に対する違反がないこと、並びに事後的な負担が遵守されていることを監視しなければならない。監督官庁の権限及び義務については、営業法第139b条の規定を準用する。原子力技術上の安全性及び放射線防護を所管する連邦省は、第22条から第24条までの規定による所管の官庁から伝達された情報であって、この法律又はこの法律に基づき制定された法規命令の輸入及び輸出の規定、これらの規定に基づく監督官庁の命令及び指示若しくは許可証明書の規定に対する違反を示すものを、対外通商における犯罪の追及に際しての連邦刑事庁の任務の遂行に必要である限りにおいて、連邦内務省に伝達することができるものとし、伝達された情報は、法律に別段の定めがない限り、それが伝達された目的のためにのみ使用することが許される。
- (2) 監督官庁の委託を受けた者及び第20条の規定により監督官庁から関与を要請された専門家又はその他の関与を要請された官庁の委託を受けた者は、放射性物質、第7条及び第11条第1項第2号に規定する種類の施設若しくは第11条第1項第3号に規定する種

類の施設、機器及び装置が存在し、若しくはこれらの施設等から発生する放射線が作用を及ぼす場所又はこれらの条件が事情により想定される場所にいつでも立ち入り、当該場所において、その任務の遂行のために必要なあらゆる検査を行う権限を有する。これらの者は、その際、当該場所の責任者又は従業者に対して、必要な情報を求めることができる。このほか、機器及び製品安全法第16条の規定を準用する。住居の不可侵に関する基本法第13条の基本権は、これらの権限に抵触する限りにおいて制限を受けるものとする。

(3) 監督官庁は、この法律若しくはこの法律に基づいて制定された法規命令の規定、許可若しくは一般的承認の証明書の規定若しくは事後的に命じられた負担に違反し、又は電離放射線の作用により生命、健康若しくは財産に対する危険が発生する可能性がある状態を除去するよう命じることができる。監督官庁は、特に次に掲げる事項を命じることができる。

1. 防護措置を講じること及び講ずべき防護措置の態様
2. 放射性物質を監督官庁が指定する場所において保持又は保管すること。
3. 放射性物質の取扱い、第7条及び第11条第1項第2号に規定する種類の施設の設置及び運転並びに第11条第1項第3号に規定する種類の施設、機器及び装置の取扱いを暫定的に中止すること又は必要な許可が付与されず若しくは確定的に取り消された場合において最終的に中止すること。

(4) 他の法令の規定による監督権限及び州法の規定から生じる一般的権限は、その行使を妨げない。

(5) 第1項から第4項までの規定は、第9a条第3項第3文の規定により第三者によって設置された施設に準用する。

第19a条 安全性検査

(1) 電力の商業的生産のための核燃料分裂施設を運転する者は、当該施設の安全性検査を実施し、この法律の附則4に定める日付が2002年4月28日以後となる場合には、当該日付までに、その結果を監督官庁に提出しなければならない。附則4に定める日付の10年後に、新たな安全性検査の結果を提出しなければならない。

(2) 許可を有する者が、監督官庁及び許可官庁に対して、附則4に定める期日の後3年以内に最終的に施設の出力運転を中止することを拘束力をもって言明した場合には、安全性検査結果の提出義務は消滅する。当該施設の出力運転の資格は、当該の者が第1文の規定による言明において指定した時点で消滅する。第1文及び第2文の規定は、第1項第2文の場合に準用する。

第20条 専門家

この法律及びこの法律に基づき制定された法規命令の規定による許可及び監督手続において、所轄官庁は、専門家を関与させることができる。機器及び製品安全法第16条の規定を準用する。

第21条 費用

略

第21a条 第9a条第3項の規定による施設利用の費用（料金及び立替金）又は対価

略

第21b条 寄付金

略

第3章 行政官庁

第22条 国境を越える輸送及びその監視の管轄

- (1) 第3条の規定による許可及び許可の撤回又は取消しについては、連邦経済及び輸出管理庁（BAFA）が決定を行う。第11条の規定に基づく法規命令が、国境を越える輸送に対する許可及び同意を規定する場合も同様である。
- (2) 国境を越える輸送の監視は、連邦財務省又は同省によって指定された税関の権限に属する。
- (3) 連邦経済及び輸出管理庁（BAFA）が第1項の規定に基づき決定を行う限りにおいて、同庁は、連邦経済及び技術省の下位に属すること及び他の法令の規定に基づく同省の指示権を害することなく、原子力技術の安全性及び放射線防護につき管轄権を有する連邦省の専門的指示に拘束される。

第23条 連邦放射線防護庁の管轄

- (1) 連邦放射線防護庁は、次に掲げる事項について管轄権を有する。
 1. 第5条第7項第1文の規定による決定を行うことを含む、核燃料の国による保管
 2. 放射性廃棄物の保全及び最終処理のための連邦の施設の設置及び運営、立抗施設アッセⅡ、第9a条第3項第3文の規定による監督で連邦による任務遂行の第三者への委譲及び当該第三者に対するもの並びに第19条第5項の規定による監督
 - 2 a. (削除)
 3. 核燃料及び大放射線源の輸送の許可
 4. 第7条又は第9条の規定により許可を必要とする行為の準備又は一部でない限り国による保管以外の核燃料の保持の許可
 - 4 a. (削除)

5. 第3号及び第4号の規定による許可の撤回又は取消し
6. 職業上放射線被曝した人の放射線被曝に関する登録簿の調製及び運用
7. 第12条第1項第1文第3a号にいう倫理委員会のための登録簿の調製及び運用並びに当該委員会の登録及び登録の取消し
8. 診断上の参考値の算出、設定及び公表、第12条第1項第1文第3b号の規定による命令に基づく人の医学上の放射線被曝の確定及びその都度必要とされる調査
9. 第7条第1c項の規定による情報の受領及び公告
10. 第9a条第2項第4文の規定による決定
11. 第12d条の規定による強度の放射線源に関する登録簿の調製及び運用
- (2) 第1項第3号にいう大放射線源とは、1回の輸送又は発送の積荷の濃度が1000テラベクレルを超える放射性物質をいう。
- (3) 次に掲げる事項については、法規命令において、連邦放射線防護庁が管轄権を有することを定めることができる。
 1. 医学研究における、人に対する放射性物質又は電離放射線の使用の許可
 2. 第11条第1項第3号に規定する種類の施設、機器又は装置の建造の承認
 3. 強度の放射線源のための識別番号の管理及び付与

第23a条 連邦行政庁の管轄

連邦行政庁は、第9b条の規定による決定について管轄権を有する。

第23b条 連邦航空庁の管轄

連邦航空庁は、航空機の運航に際しての宇宙線による人の放射線被曝に対する防護のため、この法律に基づいて制定される法規命令に定める要件の遵守の監視について管轄権を

有する。第1文の規定にかかわらず、連邦国防省の職務領域において運航される航空機の監視については、同省又は同省によって指定された官署が管轄権を有する。

第24条 州の官庁の管轄

- (1) 第2章の規定及びこれに関連する法規命令の規定によるその他の行政任務は、連邦の委託により、州がこれを遂行する。鉄道企業の軌道及び水路並びに磁気浮上鉄道による放射性物質の輸送は、連邦鉄道庁の責務に属するが、連邦の所有に属さない鉄道企業による放射性物質の輸送については、当該輸送が軌道のみを用いて行われる場合には、この限りでない。第2文の規定は、第23条の規定による管轄権が存在しない限りにおいて、そのような輸送の許可についても適用する。
- (2) 第7条、第7a条及び第9条の規定による許可並びにその撤回及び取消し並びに第9b条の規定による計画確認並びに計画確認決定の廃止については、州政府が指定する州最高官庁が所管する。当該官庁は、第7条の規定による施設の監視及びこれらの施設外における核燃料の使用の監視を行う。当該官庁は、個々の場合において、下位の官庁にこれらの任務を委託することができる。下位官庁の指示に対する異議申立てについては、州最高官庁が決定を行う。この法律以外の法令の規定が他の官庁に監視権限を付与している場合には、その権限には変更がないものとする。
- (3) 連邦国防省の職務の範囲については、第1項及び第2項に掲げる権限は、同省又は同省が指定する官署が、原子力技術上の安全性及び放射線防護を所管する連邦省との合意の上でこれを行使する。国際条約の規定に基づきドイツ連邦共和国に駐留する軍隊及び軍属における民間従業者についても同様とする。

第24a条 情報伝達

原子力技術上の安全性及び放射線防護を所管する連邦省は、第22条から第24条までの規定による所管の官庁の原子力法上の許可に含まれる情報（占有者、法的根拠、基本的内容）を、対外通商を所管する連邦最高官庁の対外通商の許可及び監視にあたっての任務の遂行のため、当該官庁に伝達することができる。当該情報が個別の事例において十分でないときは、原子力法上の許可に由来する他の情報を提供することができる。情報を受領した官庁は、法律に別段の定めがない限り、情報が伝達された目的のためにのみ当該情報を使用することができる。

第4章 責任規定

第25条～第40条

略

第5章 過料規定

第41条～第52条

略

第6章 補則

第53条～第59条

略

附則1 第2条第4項の規定による概念の定義

略

附則2 責任及び損失填補の限度

略

附則 3 第 7 条第 1a 項の規定による電力量

施設名	2000 年 1 月 1 日以降の残余電力量 (テラワット時・純生産量)	商業運転の開始日
オーブリヒハイム	8.70	1969.4.1
シュターデ	23.18	1972.5.19
ビブリス A	62.00	1975.2.26
ネッカーヴェストハイム 1	57.35	1976.12.1
ビブリス B	81.46	1977.1.31
ブルンスビュッテル	47.67	1977.2.9
イザール 1	78.35	1979.3.21
ウンターヴェーザー	117.98	1979.9.6
フィリップスブルク 1	87.14	1980.3.26
グラーフエンラインフェルト	150.03	1982.6.17
クリュンメル	158.22	1984.3.28
グンドレミンゲン B	160.92	1984.7.19
フィリップスブルク 2	198.61	1985.4.18
グローンデ	200.90	1985.2.1
グンドレミンゲン C	168.35	1985.1.18
プロクドルフ	217.88	1986.12.22
イザール 2	231.21	1988.4.9
エムスラント	230.07	1988.6.20
ネッカーヴェストハイム 2	236.04	1989.4.15
小計	2,516.06	
ミュールハイム・ケアリヒ ^{*)}	107.25	
合計	2,623.31	

*) ミュールハイム・ケアリヒ原子力発電所について表示されている電力量 107.25 テラワット時は、エムスラント、ネッカーヴェストハイム 2、イザール 2、プロクドルフ、グンドレミンゲン B 及び同 C の各発電所に対して、並びに 21.45 テラワット時以下の電力量はビブリス B 発電所に対して譲渡することができる。

附則 4 第 19a 条第 1 項の規定による安全性検査

施設名	安全性検査の期日
オーブリヒハイム	1998.12.31
シュターデ	2000.12.31
ビブリス A	2001.12.31
ビブリス B	2000.12.31
ネッカーヴェストハイム 1	2007.12.31
ブルンスビュッテル	2001.6.30
イザール 1	2004.12.31
ウンターヴェーザー	2001.12.31
フィリップスブルク 1	2005.8.31
グラーフエンラインフェルト	2008.10.31
クリュンメル	2008.6.30
グンドレミンゲン B/C	2007.12.31
グローンデ	2000.12.31
フィリップスブルク 2	2008.10.31
プロクドルフ	2006.10.31
イザール 2	2009.12.31
エムスラント	1988.6.20
ネッカーヴェストハイム 2	1989.4.15

(やまぐち かずと・総合調査室)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在籍中に執筆したものである。)

成長、教育、結束—キリスト教民主同盟、キリスト教社会同盟及び自由民主党間の連立協定・第17被選期間（抄）

Wachstum. Bildung. Zusammenhalt. Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP, 17. Legislaturperiode

山口 和人訳

原子力

原子力は、再生可能エネルギーによって信頼性をもって代替されることが可能となるまでの過渡的テクノロジーである。そうでなければ、受忍可能なエネルギー価格とより少ない外国依存というわれわれの気候目標は達成されないであろう。そのためにわれわれは、厳格な、ドイツ国内の安全基準及び国際的な安全基準を遵守した上で、ドイツの原子力発電所の稼働期間を延長する用意がある。原子力法における新規建設の禁止は維持される。

可能な限り早期に事業者と協定を締結し、稼働期間延長の要件についての詳細な規定が設けられる（特に、発電所の運転期間、安全水準、利益調整の額及び時期、特に再生可能エネルギー、とりわけ蓄積テクノロジーの研究のための資金使用）。協定は、すべての関係者に対し計画の安全を保障するものでなければならない。

核の最終処理

原子力の責任ある利用は、放射性廃棄物の安

全な最終処理をも条件づける。それゆえ、われわれは、結果にかかわらず調査作業を継続するため、ゴアレーベン岩塩鉱の調査の猶予を遅滞なく解除する。われわれは、ゴアレーベンが最新の国際基準を満たしているかどうかについて、国際ピアレビューグループ（International Peers Review Group）がともに検証を行うことを希望する。全体の過程は公開かつ透明性をもって進捗させる。

最終処分場アッセⅡ及びモルスレーベンは、進行中の透明性のある手続を経て閉鎖しなければならない。その際、人と環境の安全性が最優先である。エネルギー供給者はアッセⅡの閉鎖の費用を分担しなければならない。

最終処分の場所に関して、われわれは、国益にとって重要な廃棄物処理施設を引き受ける対象地域に対する公正な補償に努める。^(注1)

（やまぐち かずと・総合調査室）

（本稿は、筆者が海外立法情報課在籍中に執筆したものである。）

(1) 原文は、以下を参照。キリスト教民主同盟（CDU）ウェブサイト <<http://www.cdu.de/doc/pdfc/091026-koalitionsvertrag-cducsu-fdp.pdf>> S. 29.